

国土交通省

道令第421号

19.5.31

19建第340号

平成19年5月7日

国土交通省道路局長様

本宮市長 佐藤嘉



道路政策の中期的な計画の策定についての意見書

日頃から本市の建設行政にご支援を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、平成19年1月1日に本宮町と白沢村が合併し、福島県では13番目の市として「本宮市」が誕生しました。本市では、計画的な道路・交通網の整備を図り、交通渋滞の緩和や危険箇所の解消などに努めておりますが、今後も地域の振興とともに安全性の向上を図り、安全・安心なまちづくりを推進することが緊急の課題となっております。

道路は、我々の生活や経済・社会活動を支えるうえで基礎となる重要な社会基本であり、その整備促進が強く求められています。このような中で、この度国土交通省が進めております中期的な計画につきまして下記のとおり意見を申し上げます。

記

1. 地方の発展にとって道路整備は必要不可欠であることを十分に認識し、受益者負担に基づいた目的税である道路特定財源を一般財源化することなく、更には地方への配分割合を高めるなど、地方の道路整備が進展するための財源として確保すること。
2. 厳しい財政状況、少子高齢化、住民の価値観の多様化といった社会経済情勢が変化する中にあって、真に必要な社会資本の効率的な整備が求められている。特に地方にあっては道路がもたらす経済効果のみを議論することなく、地域の実情に即した防災・災害に対応できる道づくりが必要である。
3. 道路事業を推進するためには事業用地の迅速な取得が不可欠となる。地域住民の理解と協力を確保するため、市民参画型の道づくりを推進し、計画策定の早い段階から住民等関係者に情報を提供し意見を反映させることが必要である。
4. 道路事業の効果を早期に發揮させ、更には限られた予算の中で整備効果を上げ、5年以内での供用を目指すために事業予算の集中化を行うことにより、計画から供用開始までの事業のスピードアップ化を図る。

担当：建設課 管理係 柴田

TEL0243-33-1111 (内 144)